



令和6年10月から

高校生年代(18歳年度末)までの 医療費を全額助成します

変更点

令和6年9月30日まで
小学生まで
医療費(保険診療分)自己負担なし



令和6年10月1日から
高校生年代(18歳年度末)まで
医療費(保険診療分)自己負担なし

助成を受けるには申請が必要です

【対象】

- 名寄市に住民登録がある中学生～高校生年代(18歳年度末)
※ひとり親家庭等医療費受給者、重度心身障がい者医療費受給者、生活保護世帯の方は申請不要です。
※婚姻している方、就労により被保険者となっている方は対象外となります。

【事前申請を受付します】

- 対象となる子どもがいる世帯へ、8月上旬に申請書等を郵送します。
9月10日までに申請書などを提出された方に、10月1日から有効な「乳幼児等医療費受給者証」を9月下旬にお送りします。受診の際には乳幼児等医療費受給者証を健康保険証とともに医療機関に提示してください。
※9月11日以降は随時申請を受け付けします。
※10月1日以降に申請(郵送)された方は、申請(消印)日から有効となります。保険証の切り替え中など、やむを得ない事情がある場合は受給資格があると認められる日までさかのぼって発行します。

【申請方法】

次の3点を以下記載の【申請書提出先】まで郵送してください。

- 1 乳幼児等医療費受給資格認定申請書
- 2 同意書
- 3 対象者の健康保険証の写し

※窓口が大変混雑する時期ですので、郵送での提出にご協力ください。

申請書、同意書の様式は名寄市のホームページからもダウンロードできます。

【申請書提出先】

〒096-8686
名寄市大通南1丁目 名寄市役所 子育て支援係 宛

～重要～

学校または交通事故のケガなどで医療機関を受診した際に、災害共済給付などが支給される場合は、乳幼児等医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、重度心身障がい者医療費受給者証は使えません。

※医療費助成と災害共済給付などが重複した場合は、医療費助成分を返金していただくことになります。

【問い合わせ】

名寄市役所 名寄庁舎2階 13番窓口 こども未来課子育て支援係 ☎01654③2111 (内線3245)